

第 13 期福祉のまちづくり推進協議会第 3 回専門部会の主な意見

※令和 4 年 7 月 13 日開催

1 意見具申全体について

- ・どこがどういう成果で、ここは問題があったかということは分かりやすく強調して書かないと。特に、まだまだ書き足りないという部分はあるに決まっているわけだから、そこを分かりやすく書いていただきたい。やった結果も書かなきゃいけないとけど、前進面をはっきりさせ、どういう到達点があるということを分かりやすく書いていただきたいと思います。
- ・例えば駅の改札の無人化など財政面と効果視点との矛盾や、到達点と矛盾点もきちんと分かるように書いていただかないと、意見具申が意見具申になっていかないなと思います。

2 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

- ・差別をなくそうという考え方を普及・啓蒙していくという発想ではなくて、差別が発生している根幹にある効率万能主義、優生思想というものをまず認めた上で、やっぱり、それは克服していかなきゃ駄目だねというような発想が必要ではないか、という観点をうまく言葉に盛り込んでいただければなと思う。
- ・教育啓発特定事業というのは意識のかさ上げの取組ですから、別に基本構想のエリアでなくてもやるべきこと、つまり、まち全体で取り組まなくてはいけないことだと思う。都の場合は、基本構想とは関係なくまち全体で取り組むべきであるといったことを入れるべきではないかなと思います。
- ・心のバリアフリーを克服するということの一つのキーは、自分ごととして捉えられるかではないかと考えています。自分ごとなんだというような提言、内容・言葉の伝え方によって、もっと認知度が上がっていくと考えます。また、バリアフリーの場面のイメージも、さらに具体的に示すことが理解につながるのではないかと思います。
- ・「1 理解する、2 コミュニケーション、3 配慮・行動」の 3 ステップのうち、2 コミュニケーションというのがとても大事で、こういう場面になったら、支援しようとした自分はどんな気持ちになるかということを感じるという研修がとても大事だと思う。この2 の部分で何をすべきかということをもうちょっと詳細に案内をしていくということが必要だと思います。プラス、もっと言うならば、支援を受ける側が、こういうふうにコミュニケーションしたほうがうまくいくよとか、断るときは、こういうふうに断ったらいいい、といったことを対等にセットで出すということが、本当はより対等なバリアフリー、心のバリアフリーの在り方じゃないかなと思う。
- ・自分が差別者になることもある。差別される場合もある。バリアをつくってしまう立場になることもあるということも、全部ひっくるめて、この「我が事・丸ごと」というところを厚労省では言っているので、共生社会の取り上げ方の違いを、各省庁のものも少しご参考にいただ

けたらというふうに思いました。それで、3ステップのところ、私も理解するコミュニケーション、それで、それをきちんと深めて、配慮・行動につなげるという方向性を打ち出せたことはすごくよかったかなと思った。

- ・知的障害者についての理解・啓発という活動の中では、違いを知っていただくのではなくて、その特性を通して、誰の中にもある同じ気持ちというのを知っていただくということをしている。例えば、困ったときや焦ったときに、どんな気持ちかという共通の部分を知っていただく。そういうことで、自分事・我が事とか、そういうことにつながっていくのではないかな。違いを意識すれば、いつまでたっても違う存在なんですけど、やっぱり共生社会というのは、共に生きるということでは、同じ存在なんだということを意識していく方向に向かっていくといいというふうに願っております。

3 当事者参画

- ・当事者参画が必要とみんな言っている中でも、私たち当事者も、どのように評価、チェックしていけばいいのか、参画していけばいいのかというのは難しい。例えばチェックリストのようなものを作るなど、チェック機構を作ることによって、当事者側もやりやすくなりますし、事業者側もしやすくなるのではないかなと思っています。チェックして点数化して、それをちゃんとランクづけして公表できる仕組みが構築されたら、今後は、他の事業者にももっと頑張ろうと思ってもらえるのではないかな。
- ・意見を聞くだけよりは、当事者の方に決めてもらうというさらに先の段階というのもあると思うんですね。ですので、当事者参画というの、一時的に何かを決めるプロセスで参加していただいて意見を聴取するというよりは、まさに織田委員のように、あるいはこの会議のように、当事者の方に入っていただいて物事を決めていくようにしていくことが今後は必要なのではないかなと思います。
- ・これからは、当事者というよりは、障害者でも、社会に貢献ができるという視点を持つてくるということが必要になってくるのではないかな。障害者だから支援をしてもらうだけではなく、支援をする環境も含めて、新しい見方、整備も検討が必要になってくるのではないかなと思いますので、これも含めての検討をお願いしたい。
- ・選ばれた当事者で、限られた時間や場面での参画ではなく、全ての区民の日常場面の中から当事者の声を拾い上げるという姿勢を常に持っていただきたいと思う。

4 使えるための施設整備

- ・10ページの一冊下に「利用者の視点で「使いやすいかどうか」の事後検証を行い」と書いてある。これは、とても重要な視点で、アクセシビリティのベースはきちんとできているけれど、ユーザビリティの視点が今までなかったのではないかなというようなことで、これはとても重要な文章だと思います。一つの施設の中では、事後検証を行って、当面の改修は難しいから人的サポートとかということになっていきますけれども、それを面的に広げることで一

つの検証を次の施設の事前検討に入れていくという、そういう広がりのある取組というのが必要なのではないか。

- ・ 権利条約の方向性は「使えるかどうか」です。ですから、ハードの整備と、それではカバーできないところを、どうやって合理的配慮を含めた人的対応で使えるようにするかという点ですね。その視点をマニュアルなどの隅々に入れていくということが重要だろうと思います。
- ・ 事後検証でスパイラルアップということでも、それを使う人たちというのは、やっぱり全ての都民の人たちであって、その人たちが使いながらどう感じて、もっとこうあってほしいというふうに思うかと。恐らく、そのときに使いづらければ、必然的に、人の手も借りるとか、援助を受けるという、補完する部分として何が必要なのかということも出てくると思いますので、その辺りにも触れていただけたらと思います。